山都町立矢部小学校外１校給食調理等業務公募型プロポーザル実施要領

１．目的

この要領は、山都町立矢部小学校及び山都町立矢部中学校の学校給食調理等業務を民間事業者に委託するにあたり、委託先となる事業者の募集選定手続きに関する必要事項を定めるものである。

２．委託業務の概要

（１） 委託期間

令和９年４月１日～令和 12 年３月 31 日（３年間）

（２） 履行場所

学校名	所在地
山都町立矢部小学校	熊本県上益城郡山都町下馬尾 17 番地
山都町立矢部中学校	熊本県上益城郡山都町城平 527 番地

（３）業務内容

別添「山都町立矢部小学校外１校給食調理等業務委託仕様書」を参照のこと。

（４）受託者選定方式

公募型プロポーザル方式

（５）実施日程

項目	実施方法等	日程
募集及び公告	公告、町ホームページ掲載	令和８年 11 月 20 日（金）
現地見学会	１業者２名以内 山都町立矢部小学校、山都町立矢部中学校	令和８年 12 月８月（火） 午後３時から午後４時 30 分の間で、 山都町教育委員会が指定する。
質問書受付期間	電子メールにて受付	令和８年 11 月 27 日（金）～ 令和８年 12 月 11 日（金）午後３時まで
質問書に対する回答	電子メールにて送付	令和８年 12 月 18 日（金）まで
参加申込書、企画提案書等の提出期限	郵送（簡易書留）又は直接持参	令和９年１月８日（金） 午後３時まで
事業者選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	山都町役場　本庁舎	令和９年１月中旬

選定結果の通知 〔受託予定者決定〕	通知書送付	令和９年１月中旬～下旬
委託契約締結		令和９年１月（予定）
業務開始準備期間		契約締結後～ 令和９年３月 31 日（水）
業務開始		令和９年４月１日（木）

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

３．本委託業務に係る委託料の上限額

委託期間全体及び各年度の見積上限額は次の金額の範囲内であること。

年度	見積上限額	備考
令和９年度	７３，８１３，０００円	消費税及び地方消費税を含む
令和 10 年度	７３，８１３，０００円	
令和 11 年度	７３，８１３，０００円	
委託期間全体	２２１，４３９，０００円	

※提案見積金額は、この上限額を超えてはならない。

３．参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１）法人格を有する者であって、熊本県内に実質的な指揮・責任体制を有する主たる事業所（本社又は支社等）があること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。

（４）山都町暴力団排除条例（平成 24 年山都町条例第７号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。

（５）生産物賠償責任保険（PL 保険）等の賠償責任保険に加入していること。

（６）過去３年以内に、小学校又は中学校の調理場（自校式）において学校給食調理等業務を運営した実績があること。

（７）過去３年以内に、学校給食調理等業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業停止等の行政処分を受けていないこと。

（８）法人税 、消費税及び地方消費税、法人事業税並びに山都町税（山都町に納税義務がある者に限る）の滞納がない者

４．現地見学会

現地見学会を希望する事業者は令和８年 12 月４日（金）午後３時までに現地見学会参加申込書【様式１】を電子メールにより提出すること。

（１）日時

令和８年 12 月８月（火）

午後３時から午後４時 30 分の間で、山都町教育委員会が指定する時間帯において次の２校の現地見学を実施する。

① 山都町立矢部小学校（山都町下馬尾 17 番地）

② 山都町立矢部中学校（山都町城平 527 番地）

（２）申込先

山都町教育委員会　学校教育課　学校教育係

E-mail：gakko@town.kumamoto-yamato.lg.jp

（３）留意事項

① 参加人数は、１事業者につき２名以内とする。

② 調理場内に入場する場合は、入場者の検便検査結果（直近１か月以内）を持参するとともに、清潔な白衣、帽子、マスク、上履きを持参すること。

③ 設備・機器等には手を触れないこと。特に、設備・機器等の説明は行わない。

④ 見学に当たっては、町の指示に従い、調理員等には話しかけないこと。

５．質疑の受付及び回答

（１）受付期間

令和８年 11 月 27 日（金）～令和８年 12 月 11 日（金） 午後３時まで

（２）提出方法

質疑書【様式２】を用い、電子メールで下記のメールアドレスあてに提出すること。なお、質疑書の提出がなされない場合は質疑がないものとみなします。

E-mail：gakko@town.kumamoto-yamato.lg.jp

（３）質疑に対する回答

令和８年 12 月 18 日（金）までに、このプロポーザルへの参加を表明した事業者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで回答するものとする。

なお、この回答はこの要領の追加、修正と同等の扱いとする。

６．参加申込、企画提案書等の提出

参加希望者は、次のとおり必要書類を提出すること。ただし、下記項目に加えて新たな項目について提案を行うことは妨げない。

（１）提出書類

① 参加申込書【様式３】

② 会社概要書【様式４】※記載事項確認できる書類を添付すること。

③ 自校式学校給食調理等業務受託実績【様式５】

④ 損害賠償責任保険の加入状況【様式６】 ※保険証券の写しを添付

⑤ 企画提案書【様式７】

ア　学校給食運営方針、業務実績等

イ　業務実施体制

ウ　衛生管理体制

エ　危機管理体制

オ　学校・地域貢献等

⑥ 見積書【様式８】及び見積書経費内訳書【様式９】

⑧ 商業登記簿謄本（原本又は写し）

⑨ 法人税 、消費税及び地方消費税、法人事業税並びに山都町税（山都町に納税義務がある者に限る）の滞納がない証明書

⑩ 印鑑証明書（原本又は写し）

（２）提出部数

各 11 部　正本１部、副本 10 部（副本については複写可能とする）

（３）提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

（４）提出期間

令和８年 12 月 21 日（月）～令和９年１月８日（金）午後３時必着

（５）提出先

〒861-3592

熊本県上益城郡山都町浜町６番地

山都町教育委員会 学校教育課 学校管理係

（６）留意事項等

① 提出書類の修正又は変更は認めない。

② 提出書類は返却しない。

③ 提出書類は、審査等を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

７．委託事業者の選定等

（１）選定方法等

委託事業者の選定は、８名の委員で構成した山都町学校給食調理等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加者が提出した企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をもとに選定委員会の委員それぞれが「（２）審査・選定

基準」の項目ごとに評価・採点を行い、それらを集計した合計点が最も高い者を委託事業者優先受託候補者として選定する。ただし、合計点が最上位であっても、仕様書に沿わない場合や特定の審査・選定項目の得点が著しく低い場合、合計得点が選定委員会で定めた基準以下の場合は、優先受託候補者として選定しないこととする。

なお、企画提案書等における提案内容について、町が整備する施設内容に影響するものは原則として提案を行わないこと。これらの提案があった場合であっても、町は当該提案内容に基づく施設内容の変更は行わないほか、審査の対象とはしないこととする。

プレゼンテーション及びヒアリングは次の要領で実施する。

① 開催日時、場所等

令和９年１月中旬を予定しており、詳細は参加者へ別途通知する。

② 実施時間

１事業者につき 50 分程度（概ねプレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 30 分以内）とする。

※準備・撤収は、各参加者のプレゼンテーション及びヒアリング前後の休憩時間（約 10 分間）に行うこと。

③ 出席者

会場に入室できる者は３名以内とする。

④ 準備物

プロジェクター、スクリーン、延長コード、音響機器（マイク設備）は町で準備する。

パソコンその他必要機器は、参加者で準備する。

⑤ その他

ア　プレゼンテーションは非公開とする。

イ　プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加資料の配布は認めない。

（２）審査・選定基準

提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を対象に審査・選定し、その基準は次に掲げる事項とする。

① 学校給食運営方針、業務実績等

ア　学校給食業務に対する理念、方針、考え方について

イ　経営状況が安定的かつ良好であるか

ウ　学校給食調理等業務を受託するにあたり十分な実績、ノウハウを有しているか

② 業務実施体制

ア　町からの指示事項、学校との連絡調整など、事業者内部の指揮命令系統や関係者との意思疎通が迅速かつ的確に行われる体制づくりとなっているか

イ　献立、食数、アレルギー対応等に応じた適正な業務従事者が配置されているか（代替要員確保も含む）

ウ　業務従事者に対する研修体制、育成方法が十分な内容となっているか（※独自の研修体制、研修計画があれば添付すること）

エ　業務開始までの準備、対応計画は適切か

③ 衛生管理体制

ア　「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）等に基づく衛生管理の考え方や体制が確立されているか（※独自の衛生管理マニュアル、研修計画があれば添付すること）

イ　衛生管理のための定期検査や臨時検査は十分な内容となっているか

ウ　業務従事者の健康管理体制やノロウィルス、食中毒等発生の防止策は十分な内容となっているか

④ 危機管理体制

ア　食中毒や異物混入、アレルギー事故対応が十分な内容となっているか（※独自のマニュアルや連絡体制があれば添付すること）

イ　災害、停電、断水、その他非常事態発生時の体制、対応方針が十分な内容となっているか

⑤ 学校・地域貢献等

ア　学校における食育や学校行事等への協力体制について

イ　その他、事業者独自の提案事項について

⑥ 見積価格及び見積書経費内訳による評価

ア　業務従事者人件費、事業者管理運営費用及び利益追求等の妥当性など総合的な視点で安定的かつ継続的に業務を遂行できる適正かつ安価な価格設定となっているか

（3）参加者の失格

次の各号の一に該当する場合には失格となることがあります。

①企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

②指定する企画提案書等の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

③企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④企画提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

⑥虚偽の内容が記載されているもの。

⑦選定委員と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。

9．公募によるプロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、町がプロポーザルを実施することができないと認めるときには、本プロポーザルを中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を山都町に請求することはできない。

10．選定結果の通知

①本プロポーザルの選定結果は、文書で通知する。

②上記の通知を受けたものは、通知を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により説明を求めることができる。

11．その他

（１）本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

（２）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位：日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

（３）町は、参加者が提出した企画提案書等を、審査以外に参加者に無断で使用しない。

（４）企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

（５）町は、公平性、透明性、客観性を期すため、企画提案書等を公表することがある。

（６）参加者は、企画提案書等の作成のために山都町から借用等した資料について、山都町の了解なく公表、使用することはできない。

【問合せ先】

担　　当：山都町教育委員会 学校教育課 学校教育係

郵便番号：861－3592

住　　所：熊本県上益城郡山都町浜町６番地

電　　話：0967-72-0443

Ｆ　Ａ　Ｘ：0967-72-1081

Ｅ－ｍａｉｌ：gakko@town.kumamoto-yamato.lg.jp